

日露戦後経営下模範村の展開過程

—新潟県中蒲原郡旧土谷村を事例として—

東北大学大学院 内田 司

戦後期の時期には、「農村自治」は「民主化」の課題とのかかわりで論じられていた。平野義太郎氏は、農村の民主化を農村自治制度の民主化ととらえていた。平野氏は、「地方公共団体の基礎単位たる村、その内部構成の基礎たる大字（大部落）、区（中部落）、小字（小的落）、その相互の内部編成」の双方をもって農村自治制度とみていた。それは、「明治二十一年の市町村制によって……新しい町村が最下級の行政区画であると同時に形式的には自治体の性格も兼ね具えたにもかかわらず、これは旧来の村が有していた協同的自治機能をすべて継承したのではなく、「新制度は……行政区画としての国政委任事務を中心とする機能……と、村民の個人的な農家経済と不可分に結びついた協同的自治機能との分離を完成したのであって、前者は新制度によって成立した抽象的公法人としての町村に引き継がれ、後者は公的な性格をもたぬ私的な協同的自治体としての部落に残された」からである。であるから、平野氏にとって、農村の民主化は、この農村自治制度の民主化にはかならず、その内容は、「政治闘争の基盤としての部落組織の民主化と民主的部落組織を基礎にもつ村政への庄力」であった。そして、その「民主化運

動の推進力として」、農民組合運動がとりあげられたのである。

また、蜷山政道氏も、「いうまでもなく日本の置かれている現在の客観的事情」は、「日本の民主化の問題であり、「これらの変革が所期の目的を達成せしめられるか否かは、主として農民又は村民の自治能力の有無にかかって存する」という認識のもとで、農村自治の調査・研究の目標を、農民の公共的行政的能力としての「農民の自治能力」の測定に定めたのである。

私も、農村自治の問題は、時代時代における課題との関係で問題にされなければならず、現在の農村自治の問題は、広く地方自治体における住民自治の確立の課題の一環として研究される必要があると考えている。そして、その第一の課題は、昨年度の村研での不破・新妻報告のように、農民の地方自治体の統治能力の獲得過程のメカニズムを明らかにすることであろう。しかし、第二の課題として、戦前、上からの支配機構としての官治的農民自治制度（それを支えていたのが農村自治制度の地主支配であったことはいうまでもない）のもとで、農民が、どのような過程をへて、前述した戦後期の農村自治制度の民主化の課題を担いうる力を獲得したのか、していなかったのかを明らかにし——このことは、先の蜷山氏の農民自治能力の測定ということと違う——、それが現在の地方自治体における住民自治の確立という課題の一環として問題にされる農民自治といかに関係するのかを明らかにする歴史的研究をする必要があると思われる。

この第二の課題に、新潟県中蒲原郡旧土谷村を事例とし、実証的

にとりくむことが私の課題である。この旧七谷村は、明治四十三年二月に、内務省より地方改良運動における全国的模範村として選奨され、大正期に入っても新潟県などより模範村として選奨されるなど、戦前における上からの支配機構としての官治的自治の模範村であり続けた村である。にもかかわらず、旧七谷村は、また、模範的な上からの支配機構としての官治的自治のもので、大正時代の中ごろより小作争議が起り、それが昭和期の農民組合運動をへて、戦後期に「村政問題」（一時期農民組合が村政をにぎる）にまで発展した村でもあったのである。この上からの支配機構としての官治的自治のもとで、その村政をくつがえすまで歩んできた、戦前の旧七谷村民の自己形成の道をたどり、それが地方自治体における住民自治の確立の一環として問題とされる現在の農村自治との関連でどのような意義をもっていたのかを検討することが、先の私の課題の具体的内容になる。しかし、今回の報告は、そのすべてにわたって行うことはできず、地方自治団体の振興運動である地方改良運動の中で模範村として選奨される→大正期の村是運動→小作争議の発生、までの経過を追い、どのような要因で模範村になりえたのか、そして模範村とは、また、大正期の村是運動は旧七谷村民にとってどのような意味をもったのか、さらに、模範村のなから何故に小作争議が発生せねばならなかったのか等々を検討することが、その内容となる。